

基本的な考え方

Q 第2次 朝日町環境基本計画とは？

▶計画策定の趣旨と目的

朝日町では、1990年(平成2年)7月に有志によって空気神社が建立され、9月には「地球にやさしい町」宣言を議決、さらに1992年(平成4年)3月には「朝日町空気の日条例」を制定し、環境に配慮したまちづくりを進めてきました。

今日、急激な社会発展の中で、大量生産、大量消費及び大量廃棄により、身近な生活環境への影響にとどまらず、地球温暖化など地球規模の環境問題として世界規模の対策が求められています。

私たちは、環境や自然の大切さやその恩恵を認識するとともに、町、町民及び事業者が相互協力により、身近な環境を将来にわたって守り、自然との共生により、環境への負荷の少ない町づくりをめざし、町民の健康で文化的な生活を実現していく必要があります。

「朝日町環境基本計画」は、2010年(平成22年)に施行された「朝日町環境基本条例」に基づく計画であり、策定から8年が経過し、環境に対する社会的な考え方や取り組みなどが変化していることを踏まえ、新たな指針となる「第2次朝日町環境基本計画」を策定したものです。

また、国や県の環境基本計画や「第6次朝日町総合発展計画」の理念を実現するために、朝日町における環境行政の基本的な方向を示し、環境保全・創造などに関連する各分野の基本的な計画、各種実施計画などと連携を図り、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

▶計画の期間

2018年度(平成30年度)から2027年度(平成39年度)

ただし、社会情勢の変化や国、県などの施策の動向を見ながら、必要に応じて見直しを行います。

▶計画の推進体制

環境基本計画を推進するため、町民・事業者・町による「朝日町空気のふるさと推進協議会」を設置し、それぞれの主体が協力・連携して計画を推進していきます。

また、庁舎内においては、各課横断的に環境基本計画の推進を図ります。

第2次朝日町環境基本計画の本編は、朝日町役場税務町民課の窓口や町ホームページで配布しています。

問い合わせ

朝日町税務町民課

tel.0237-67-2107 fax.0237-67-2117

第2次 朝日町 環境 基本計画

2018 ▶ 2027

概要版

2018年3月





青い空・きれいな水と 緑をみんなで守るまち



朝日町がめざす環境像

～町民、地域、事業者、行政がともに協力・連携して取り組みます～

▼これから進むべき方向

生活

健康で安心して生活できるまちづくり

みなさんの健康や生活に悪影響を及ぼす悪臭や騒音などの公害を防ぎ、快適な生活ができるまちづくりを進めます。

循環

「循環型社会」を創造するまちづくり

ごみを減らしたり、使えるものは繰り返し使うなど、資源やエネルギーを大切にすることをまちづくりを進めます。

共生

自然と人との共生するまちづくり

みなさんや、事業者・町が協働して取り組むことができる仕組みづくりを進め、自然と人が共生し、うるおいのあるまちづくりを進めます。

▼町が行う仕事

- ✓ **大気汚染を防ぎます**
ごみを燃やさないようにしたり、公共交通機関の利用や、車の運転はエコドライブを心がけるようにお願いしていきます。
- ✓ **川に流れる水をきれいにします**
合併処理浄化槽の設置を進めていきます。
- ✓ **騒音、振動、悪臭などの公害を防ぎます**
- ✓ **土壌、地下水汚染や有害化学物質などが拡がるのを防ぎます**
- ✓ **管理不全な空家とならないよう対策を進めていきます**

- ✓ **ごみを減らす3R運動を進めます**
リデュース(Reduce)⇒減らす
リユース(Reuse)⇒繰り返し使う
リサイクル(Recycle)⇒再資源化を進めます。
食品ロス削減運動を進めます。
- ✓ **ごみの正しい処理を進めます**
不法投棄防止のための取り組みや、ごみを燃やしてはいけないことお知らせしていきます。
- ✓ **省資源・省エネルギーの推進と自然エネルギーの活用を進めていきます**

- ✓ **河川、池沼の水辺や農地・森林を守り活用していきます**
水資源保全地域指定を行っていきます。
農業などの使用を減らし、自然の生態系を利用した農業を進めていきます。
- ✓ **生態系への配慮と環境教育・環境学習を進めていきます**
緑の少年団などの体験学習活動やイベントを開催していきます。
- ✓ **美しい自然や田園風景を守っていきます**
景観保全活動に対し、支援していきます。
- ✓ **地球環境を守っていきます**
地球温暖化を防ぐために、省エネルギー化を進めていきます。

▼町民向けチェックポイント

- ✓ 近くに出かけるときは、徒歩や自転車を利用するよう努めましょう。
- ✓ なるべく公共交通機関を利用しましょう。
- ✓ 低公害車の購入、使用に努めましょう。
- ✓ 違法な野焼きをしないようにしましょう。
- ✓ 調理くずや食用油を適正に処理しましょう。
- ✓ 合併処理浄化槽を設置していない場合は、設置に努めましょう。
- ✓ ペットの鳴き声や悪臭などで近隣に迷惑をかけないように、正しい飼い方を心がけましょう。
- ✓ 農薬や除草剤、化学肥料は適正利用に努めましょう。
- ✓ 危険な空家にならないように責任を持って管理しましょう。
- ✓ やむを得ず空家となる場合でも、知り合いや業者に管理を依頼しましょう。

- ✓ エコマーク商品など、環境に配慮した製品を使うよう心がけましょう。
- ✓ 不用品等の交換会を行い、再利用に努めましょう。
- ✓ マイバッグでの買い物や繰り返し使う製品を利用するなど、生活の中から環境への取り組みを見つけましょう。
- ✓ 廃食油を提供し、リサイクルの推進に協力しましょう。
- ✓ 食べ物を残さず食べきるように心がけましょう。
- ✓ 不法投棄やごみのポイ捨てはやめましょう。
- ✓ 電化製品の使用は節電を心がけ、省エネルギー型の購入、使用に努めましょう。

- ✓ 河川、池沼などの清掃美化活動に参加し、身近な環境保全に努めましょう。
- ✓ 農地の適正管理に努めましょう。
- ✓ 子供たちが行うエコ活動や環境美化活動などを支援し、環境学習に参加しましょう。
- ✓ 「花いっぱい運動」や景観を守っていく活動に協力しましょう。
- ✓ エコドライブなど環境にやさしいライフスタイルを心がけましょう。

▼事業者向けチェックポイント

- ✓ 共同での輸送・配送や帰り荷の確保など、物流の合理化に努めましょう。
- ✓ 低公害車の購入、使用に努めましょう。
- ✓ ばい煙を適正に処理し、発生施設の適正管理に努めましょう。
- ✓ 家畜ふん尿など、事業者排水の適正処理に努めましょう。
- ✓ 低騒音、低振動型の機器などを導入するよう努めましょう。
- ✓ 事業所敷地内の土壌汚染の状況把握に努めましょう。
- ✓ 事業を廃止する際は、施設についても責任を持って処理するよう努めましょう。

- ✓ リサイクルしやすい製品の製造販売に努めましょう。
- ✓ ごみの発生を抑えたり、減らしたりするための環境管理に努めましょう。
- ✓ レジ袋を減らす取り組みを進めましょう。
- ✓ 果樹などの剪定枝の有効活用に努めましょう。
- ✓ 宴会などでの食べ残しを減らす取り組みをしていきましょう。
- ✓ 事業系ごみや産業廃棄物の処理については、最終処分まで責任を持って管理しましょう。
- ✓ 省エネルギー型の施設、設備や生産工程の採用に努めましょう。

- ✓ 耕作放棄地が発生しないように計画的な農地の土地利用を図りましょう。
- ✓ 環境に配慮した事業活動や土地利用を進めましょう。
- ✓ 景観を守り育てるための活動に協力しましょう。
- ✓ 効率的な事業活動によりCO₂排出量の削減を図るなど、環境負荷の削減に努めましょう。